社会福祉法人　宜野湾市社会福祉協議会

役員・各種委員会等の報酬等に関する規程

平成１８年１１月　８日制定
平成２１年１１月１６日改正
平成２２年　２月２４日改正
平成２３年　３月２２日改正
平成２９年　６月２６日改正
令和　元年　９月　５日改正
令和　２年　３月１９日改正

第１条　この規程は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第９条、第２５条の規定に基づき、役員・各種委員会等の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（１）会長、副会長
（２）理事、評議員、監事
（３）各種委員会
（４）講習会、研修会

２　前各号のほか、会長が必要と認める会議

第２条　本会の会長、副会長には、次の額を支給する。

（１）会　長　４０，０００円（月額）
（２）副会長　　８，０００円（月額）

第３条　報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

（１）社協会長、副会長、理事、監事、評議員は、理事会、評議員会において実費弁償費として、日額１，５００円とする。
（２）監事が監査を行った場合は、報酬として日額１０，０００円とする。
（３）各種委員会委員は、実費弁償費として日額１，５００円とする。
（４）講習会、研修会等、講師の報酬については、別表１講師等支払基準表、それ以外は、別表２によるものとする。ただし、基準表によりがたい特別な場合は会長が定めることができる。
（５）同日に複数の委員会等が重なる場合の報酬等は、高い方の金額をとるものとし、複数支給はしない。

２　前各号に掲げるもののうち遠距離のため宿泊を必要とする場合には、本会旅費規程により旅費を支給することができる。

第４条　各年度の役員報酬等の総額は、次の定める金額の範囲内とする。

（１）理事の報酬総額は、年間１２０万円以内とする。
（２）監事の報酬総額は、年間　１０万円以内とする。

附　則
１　この規程は、平成１８年１１月８日から施行する。
附　則
１　この規程は、平成２１年１１月１６日から施行する。
附　則
１　この規程は、平成２２年２月２４日から施行する。
附　則
１　この規程は、平成２３年３月２２日から施行する。
附　則
１　この規程は、平成２９年６月２６日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則
１　この規程は、令和元年９月５日から施行する。
附　則
１　この規程は、令和２年３月１９日から施行する。